

第1回 小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会

日時：令和6年7月25日（木）午前9時20分

場所：小田原市役所3階 全員協議会議室

開会

I 市長から委嘱状の交付

- ・あいさつ

II 議題

1 委員会の運営について

- (1) 委員長及び副委員長の選出について【協議（採決）】……………資料1
・座席の移動、委員長及び副委員長あいさつ
- (2) 会議の公開について……………資料2
- (3) 審議事項とスケジュールについて……………資料3

2 地域包括支援センターの運営について

【報告事項】

- (1) 令和5年度（2023年度）地域包括支援センター運営状況……………資料4、別冊1
- (2) 地域包括支援センター運営事業 令和5年度（2023年度）運営評価、
令和6年度（2024年度）活動計画……………資料5、別冊2-1～2-2
- (3) 地域包括支援センター職員の配置について……………資料6、資料7

3 事業所等指定について

【協議事項】

- (1) 介護保険事業所等の新規指定等について……………資料8

4 その他

※ 第2回会議は、11月下旬に開催予定

【資料一覧】

- 資料1 小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会規則
- 資料2 小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会の会議の公開に関する要領
- 資料3 審議事項及びスケジュールについて
- 資料4 地域包括支援センター運営状況の概要（令和5年度）
- 資料5 地域包括支援センター運営事業 令和5年度運営評価と令和6年度活動計画の概要
- 資料6 地域包括支援センターさくらの人員配置について（当日卓上配付）
- 資料7 育児・介護短時間勤務を利用する地域包括支援センター職員の常勤換算について
- 資料8 介護保険事業所の新規指定等について（当日卓上配付）

【別冊資料一覧】（当日卓上配付）

- 別冊1 地域包括支援センターの運営状況（令和5年度）

別冊 2-1 地域包括支援センター運営評価（令和 5 年度）

別冊 2-2 地域包括支援センター活動計画（令和 6 年度）

小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会規則
(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、おだわら高齢者福祉介護計画並びに高齢者福祉施策及び介護保険事業の総合的かつ計画的な推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 歯科医師
- (3) 薬剤師
- (4) 理学療法士
- (5) 介護支援専門員
- (6) 介護老人福祉施設の管理者
- (7) 介護老人保健施設の管理者
- (8) 地域密着型サービス事業所の管理者
- (9) 社会福祉士
- (10) 民生委員
- (11) 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会の役員
- (12) 住民組織の役員
- (13) 介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第1号に規定する第1号被保険者
- (14) 介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者
- (15) 公募市民
- (16) 学識経験者
- (17) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、委員が

欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、福祉健康部高齢介護課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、小田原高齢者福祉・介護保険事業推進委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 委員会は、公開とする。

(傍聴の手続)

第 3 条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名等を傍聴受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴の禁止)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険の恐れのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他会議の進行を妨げる恐れがあると委員長が認める者

(禁止行為)

第 5 条 傍聴する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 傍聴席以外の場所に立ち入ること。
- (2) 私語、談笑その他騒がしい行為をすること。
- (3) 会議の言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- (4) 飲酒又は喫煙をすること。
- (5) 写真、ビデオ等の撮影又は録音をすること。
- (6) その他会議の妨害となるような行為をすること。

(退場)

第 6 条 委員長は、傍聴する者がこの要領に違反する時は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、令和元年 6 月 27 日から施行する。

審議事項及びスケジュールについて

1 審議事項

- (1) 小田原高齢者福祉介護計画の策定、推進等に関する事
- (2) 地域包括支援センターの設置、運営等に関する事
- (3) 指定地域密着型（介護予防）サービスの指定等に関する事
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 スケジュール（○計画…高齢者福祉介護計画、●包括…地域包括支援センター）

時期		審議内容		計画に係る国県市の動き
令和6年度	7月	第1回	委嘱 ・スケジュール確認 ●包括（前年度活動実績と運営評価、当年度活動計画） ◎事業所指定	市：県へ計画進捗、介護サービス量の報告
	11月	第2回	○計画（前年度結果と当年度取組） ●包括（取組状況） ◎事業所指定	
令和7年度	6月・7月	第3回	○計画（前年度結果と当年度取組） ●包括（前年度活動実績と運営評価、当年度活動計画） ◎事業所指定	国：第10期計画策定に向けた調査ツールの提示 市： ・県へ計画進捗、介護サービス量の報告 ・高齢者実態調査（ニーズ調査）、在宅介護実態調査の実施
	11月	第4回	○計画（第10期計画策定検討） ●包括（取組状況） ◎事業所指定	
	2月	第5回	○計画（第10期計画策定検討） ●包括（取組状況、来年度事業計画） ◎事業所指定	
令和8年度	6月	第6回	○計画（前年度結果と当年度取組、第10期計画策定検討） ●包括（前年度活動実績と運営評価、当年度活動計画） ◎事業所指定	国：第10期計画の基本方針の提示 市： ・介護保険事業所アンケート ・第9期の取組の振り返り・第10期の方針の検討 ・介護サービス見込量算定 ・議会報告 ・介護保険料設定 ・介護保険法条例一部改正
	7月	第7回	○計画（第10期計画策定検討）	
	8月	第8回	○計画（第10期計画策定検討）	
	11月	第9回	○計画（第10期計画策定検討） ●包括（取組状況） ◎事業所指定	
	2月	第10回	○計画（第10期計画策定検討※最終） ●包括（取組状況、来年度事業計画） ◎事業所指定	
	3月	※「第10期計画書(案)」を答申		

地域包括支援センター
運営状況の概要（令和5年度）

小田原市福祉健康部高齢介護課

地域包括支援センター運営状況の概要

(令和元年度～令和5年度)

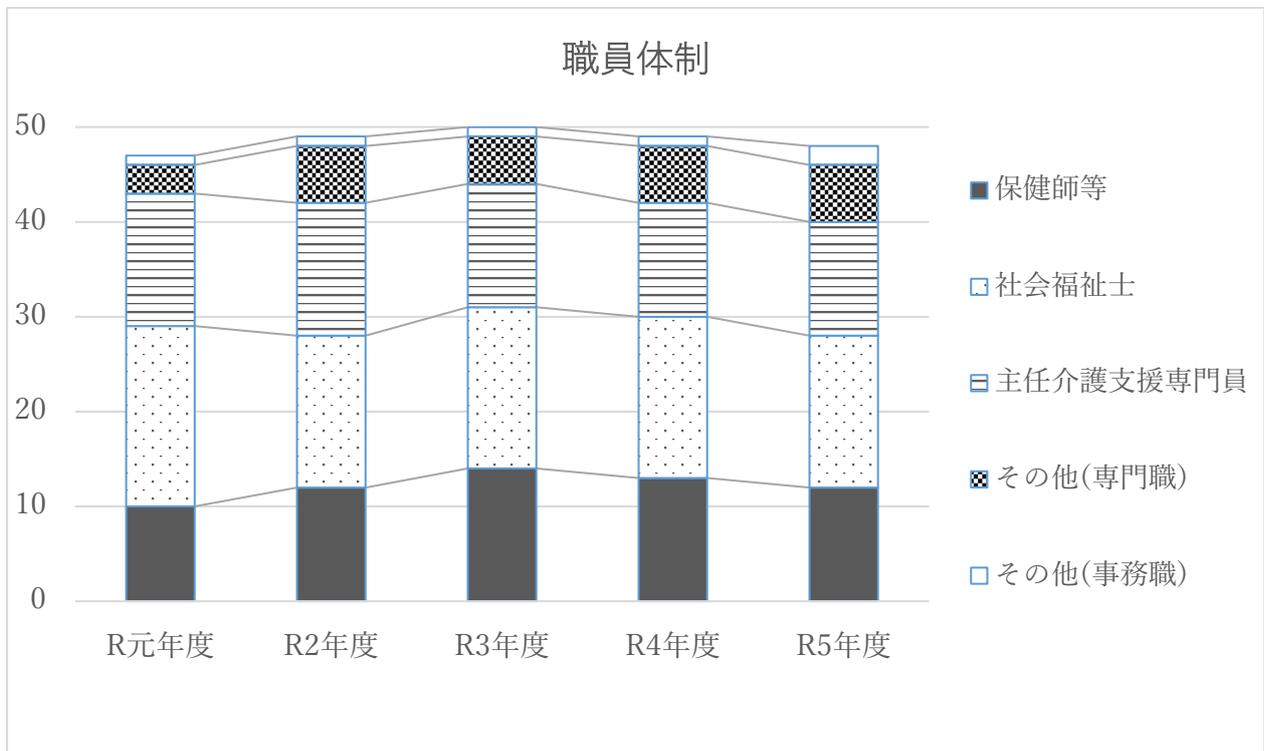
1 地域包括支援センターの運営体制と基盤的業務

(1) 職員体制 (当該年度末時点)

○職員体制を維持できず、半数の包括センターで減算が発生した。また、複数の包括センターでは、減算状態が長期化している。
 →包括の事務負担の軽減を図るとともに、育児・介護短時間勤務者の常勤換算などを行う。

(単位：人)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
保健師等	10	12	14	13	12
社会福祉士	19	16	17	17	16
主任介護支援専門員	14	14	13	12	12
その他(専門職)	3	6	5	6	6
その他(事務職)	1	1	1	1	2
合計	47	49	50	49	48



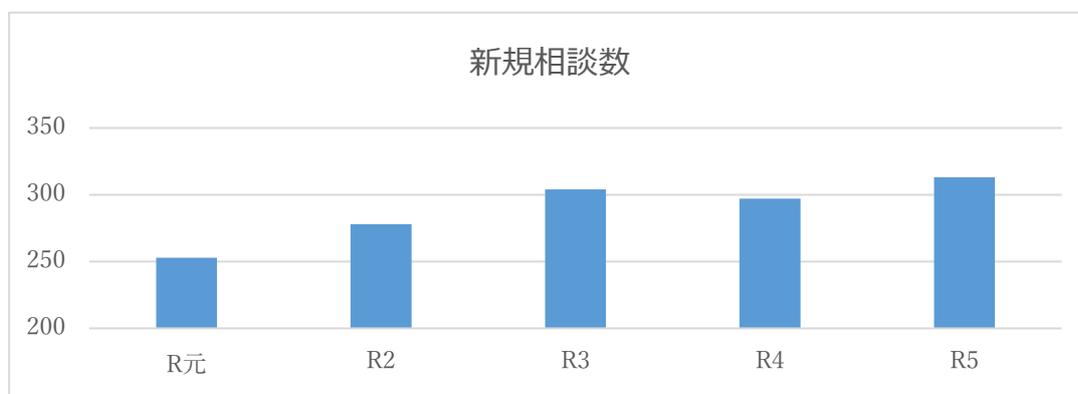
2 総合相談支援事業

- 新規相談件数は増加し、過去最大となっている。
- 課題が複合化しており、対応に要する時間や職員数が増大している。
- より正確な業務負担を図るために令和5年度中に推計値の見直しを行った。
- 相談延べ回数については、対応回数の計上と統一化を図ったことで、件数が2倍超になっている。対応方法、内容種別は、延べ数から実数に変更したため、減となっている。

(1) 相談件数の推移

(単位：件)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
新規相談件数	3,041	3,334	3,643	3,563	3,756
相談対応延べ件数	9,615	12,745	14,869	12,100	25,890
1包括センター当たりの新規相談件数	253	278	304	297	313



(2) 相談の方法別数

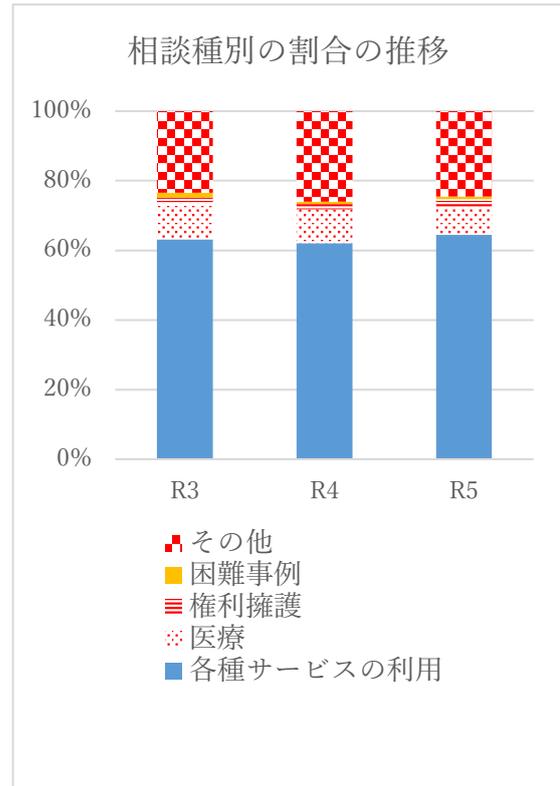
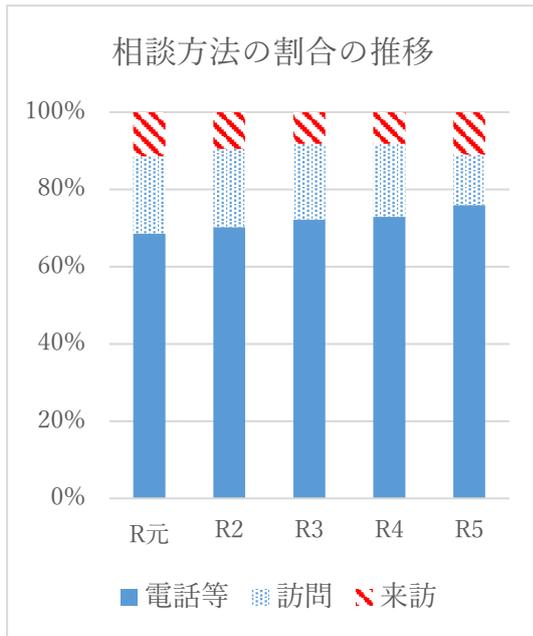
(単位：件)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
電話等	6,588	8,954	10,735	8,821	3,570
訪問	1,932	2,577	2,920	2,294	615
来訪	1,095	1,214	1,214	985	518
合計	9,615	12,745	14,869	12,100	4,703

(3) 相談の種類(重複あり)

(単位：件)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
各種サービスの利用	4,786	7,897	9,293	7,559	3,350
医療	—	—	1,505	1,191	427
権利擁護	254	335	266	189	139
困難事例	106	128	193	78	41
その他	2,798	3,139	3,455	3,164	1,349
合計	7,944	11,499	14,712	12,181	5,306



3 権利擁護事業

○権利擁護に関する相談も同様に延べ数から実数把握になっている。

(1) 権利擁護に関する相談件数

(単位：件)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
高齢者虐待 ※疑いを含む	145	156	119	77	63
消費者相談	4	24	24	16	15
成年後見制度	105	155	123	96	61
合計	254	335	266	189	139

(2) 高齢者虐待

①新規通報と虐待件数

(単位：件)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
新規通報	60	65	34	39	35
虐待と判断された事例	32	34	23	35	32

②相談・通報者内訳（重複あり）

（単位：人）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
本人	7	1	2	4	4
家族・親族	4	4	7	2	4
職務上知り得た者	21	29	12	32	30
その他	0	0	2	1	1
合計	32	34	23	39	39

③虐待の種別内訳（重複あり）

（単位：件）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
身体的虐待	28	28	14	28	14
放棄	4	4	4	4	7
心理的虐待	13	17	10	4	11
性的虐待	0	0	0	0	0
経済的虐待	1	0	2	1	4
その他	0	0	0	1	0
合計	46	49	30	38	36

④措置数の推移

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
措置の件数	0	1	3	3	7

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

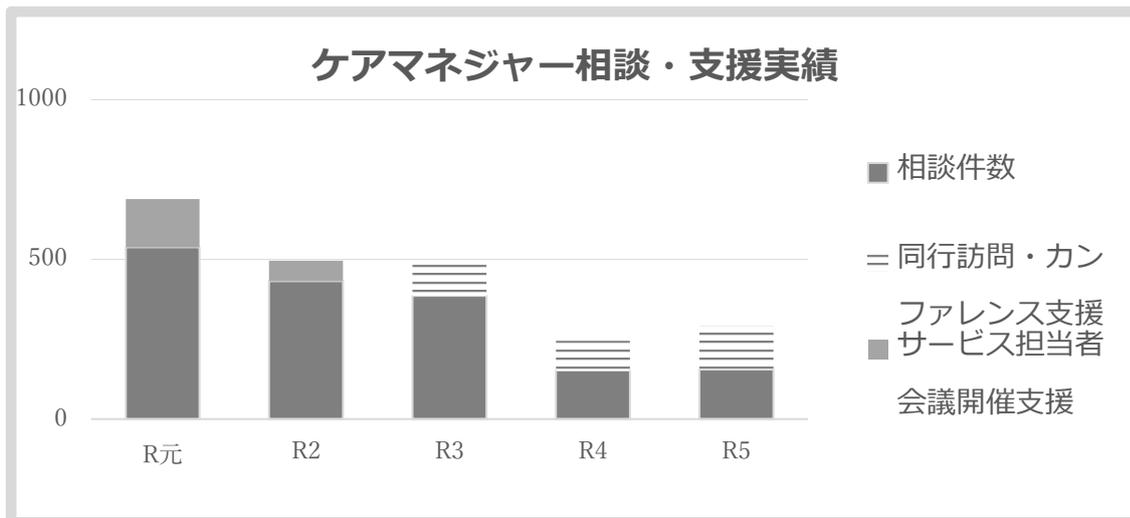
○令和5年度は、相談件数が横ばいである。
 ○相談内容の複雑化と複合化により、各相談に十分な時間をかけて深く掘り下げ、個別に対応することが増えている。

(1) ケアマネジャー支援

①ケアマネジャー相談・支援実績

（単位：件）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談件数	538	432	386	152	155
同行訪問・カンファレンス支援	—	—	106	93	136
サービス担当者会議開催支援	151	64	—	—	—



5 介護予防ケアマネジメント事業

○令和3年度と比較し、対応件数が増えているが、再委託率は減少している。

→予防プランの再委託先となる事業所が減少している。

○ケアマネジャーの不足や、認定結果が出るまでに時間がかかることから、要介護認定者について、包括センターの支援によるケアプランの自己作成が多い。

(1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

①要支援者等の介護予防ケアプラン作成

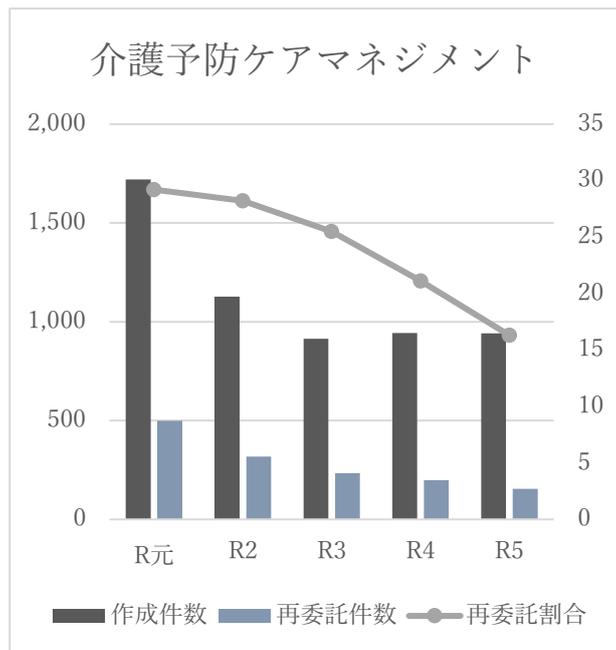
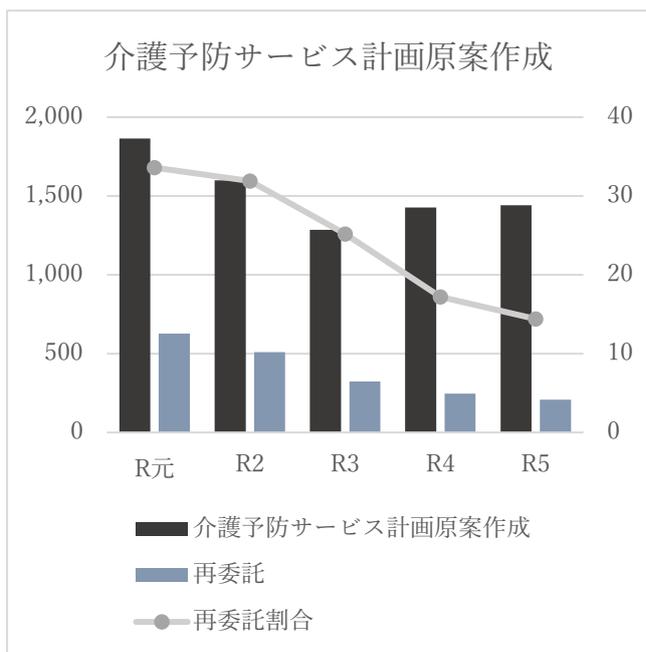
(単位：件)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
介護予防サービス計画原案作成	1,865	1,600	1,285	1,428	1,441
介護予防ケアマネジメント	1,720	1,127	914	943	941
うち介護予防ケアマネジメントA	1,557	1,062	844	866	884
うち介護予防ケアマネジメントB	162	65	78	76	56
うち介護予防ケアマネジメントC	1	0	0	1	1
対応件数（今年度以前の把握も含む）	3,585	2,727	2,199	2,371	2,382

②居宅介護支援事業所への委託実績

(単位：件・%)

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
介護予防サービス 計画原案作成委託件数	件数	627	510	324	246	208
	割合	33.6	31.9	25.2	17.2	14.4
介護予防ケアマネジメント 委託件数	件数	498	318	233	199	154
	割合	29.2	28.2	25.5	21.1	16.3
合計	件数	1,125	828	557	445	362
	割合	31.4	30.4	25.3	18.8	15.2



※令和2年度以降は、介護予防ケアプラン適用期間の延長したため、作成件数が減少している。

参考：要介護認定者に係るケアプランの自己作成件数の推移

(※包括センター作成成分以外も含む)

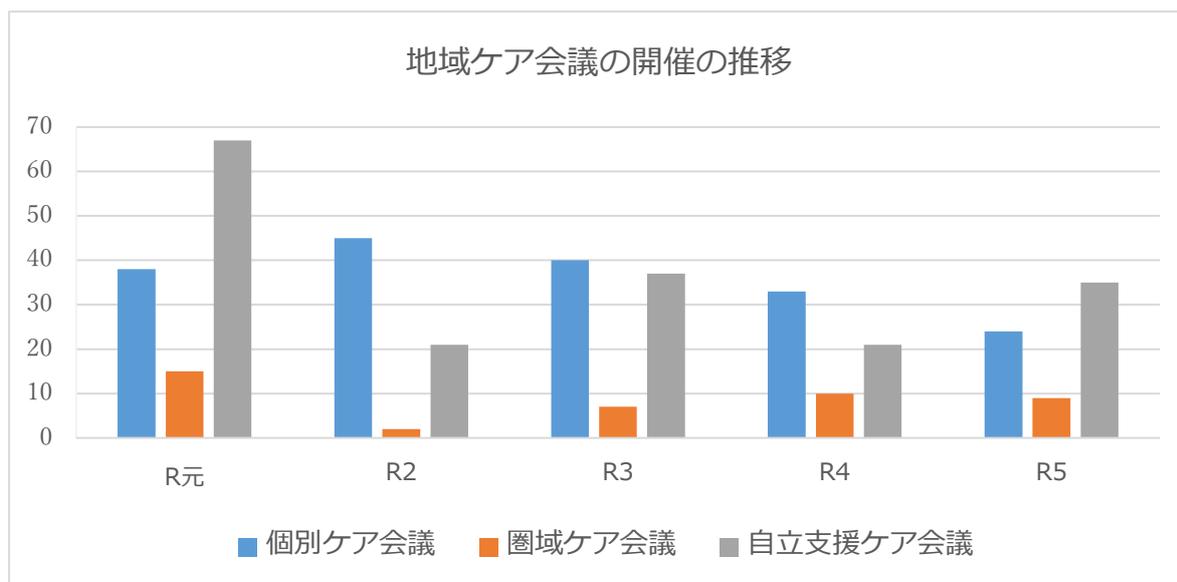
R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
91件	211件	219件	329件	487件	116件《4月～6月》

6 ネットワーク構築等

○個別ケア会議開催数は減少している。

(1) 地域ケア会議

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
個別ケア会議 (回)	38	45	40	33	24
開催した包括センター数	12	12	12	12	12
圏域ケア会議 (回)	15	2	7	10	9
開催した包括センター数	7	2	6	9	8
自立支援ケア会議 (回)	21	9	18	16	18
事例提出件数 (件)	67	21	37	21	35



7 その他の取組

- ・ 地域の企業に対する高齢者対応スキルアップ講座の実施
- ・ 短期集中通所型サービス修了後の利用者の居場所づくり
- ・ 認知症カフェの立ち上げ・運営の支援
- ・ 自立支援ケア会議へのアドバイザーとしての出席

7 職種別部会事業

(1) 保健師・看護師部会

事業名	介護予防の取組み～地域診断からフレイル予防の観点で地域へのアプローチを考える～
事業内容	<p>【令和元年度・2年度・3年度・4年度】</p> <p>令和元年度は「地域診断～資料集」を作成。</p> <p>令和2年度は、「地域診断～資料集」を基に各地域の分析を実施。</p> <p>令和3年度、令和4年度は共通課題であるフレイルに焦点をあて、部会員が効果的な発信方法及び必要なポイントを習得できるように、専門家より講義を受け、内容を整理し共通ツール作成。</p> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防について、地域への効果的なアプローチ方法及び対象者の検討 ・地域包括支援センターの職員として保健師や看護師の専門性を活かしながら地域に出向き、地域の方々との顔がみえる関係性を築く事で、相談しやすい体制を作る。 <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防について前年度作成した共通ツールを使用して、地域への効果的なアプローチ方法を検討し、地域活動を実施する。また、実施後はアンケートをおこない評価につなげる。
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防の講話に向けツール内容の確認、対象者を選定。 ・アンケート内容について考案・作成。 ・共通ツールを使用し、地域活動を実施した。 ・地域活動直後と3か月後にアンケートを実施した。
取組みの成果	<p>【成果指標の達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動（フレイル予防）を行うにあたっての効果的なアプローチ方法及び対象者の検討をした。 ・共通ツールを使用して地域活動を実施し、参加対象者へのアンケートを実施した。（実施直後、3か月後） ・講話を実施し、対象者の反応から効果的なアプローチ方法やアンケート方法について協議を行った。 ・既存のサロンに出向いて講話をすることが多く、対象者は80～90歳代がほとんどであり、内容が伝わりきらないことが多かった。 <p>【活動指標の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通ツールを使用して地域活動をおこなった。・・・11回 ・地域活動実施直後と3か月後のアンケートの実施
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度も継続して地域活動を実施し、今後の課題抽出やアンケート方法が充実できるよう検討をする必要がある。また今年度は主に高齢者への地域活動が中心だったが、本来対象として考えていた前期高齢者世代に地域活動を広げられるようアプローチをしていく必要がある。

(2) 社会福祉士部会

事業名	関係団体との連携強化と包括支援センター社会福祉士の専門性の研鑽																																								
事業期間	令和5年度																																								
事業内容	① 専門職団体との交流会 ② -1 部会内での事例検討や実践の振り返り -2 講師を招いての研修会 -3 エンディングサポート諸制度についてのマニュアルの作成																																								
取組の概要	① 多職種交流会の実施 令和5年10月20日 UMECO 参加者延べ58名(弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士・税理士・社会保険労務士) ② -1 部会内での事例検討や実践の振り返り…通年 -2 令和5年11月24日 おだわら総合医療福祉会館 参加者110名 おだわら成年後見支援センターとの共催で「一からわかる成年後見制度」と題し、一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす 川端 伸子氏に講師を依頼。一般市民も対象に研修会を実施した。 -3 エンディングサポート諸制度についてのマニュアルの作成 1) 委任事務に関するマニュアル 2) 公証役場の利用方法に関するマニュアル 3) 意思決定支援を実施する支援者のチェックリストの作成 4) ACPについて「わたしのもしも手帳」の作成																																								
取組の成果	令和5年度活動開始時と終了時に部会員に対し個別自己評価を行った。 (項目①)必要に応じて臆せず多職種に連携を求めることができる 自信がない ⇔ 自信がある <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始時</td> <td>1人</td> <td>5人</td> <td>4人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>終了時</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> (項目②)社会福祉士として「多職種」に的確につなぐ支援が行える 自信がない ⇔ 自信がある <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始時</td> <td>1人</td> <td>5人</td> <td>4人</td> <td>3人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>終了時</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>7人</td> <td>4人</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> 多くの部会員が交流会を通じて多職種との顔の見える関係性を築けたと実感した。					評価指標	1	2	3	4	5	開始時	1人	5人	4人	1人	2人	終了時	0人	1人	5人	5人	2人	評価指標	1	2	3	4	5	開始時	1人	5人	4人	3人	0人	終了時	0人	1人	7人	4人	1人
評価指標	1	2	3	4	5																																				
開始時	1人	5人	4人	1人	2人																																				
終了時	0人	1人	5人	5人	2人																																				
評価指標	1	2	3	4	5																																				
開始時	1人	5人	4人	3人	0人																																				
終了時	0人	1人	7人	4人	1人																																				

(3) 主任介護支援専門員・介護支援専門員部会

重点事項	ケアマネジャーと協力した社会資源開発
事業名	地域包括支援センターが関係機関と協力した社会資源開発
事業内容	<p>当部会員が社会資源開発に協力が得られたケアマネジャーと一緒に不足している社会資源の開発に向けた取組みができる。その過程において、ケアマネジャーとネットワークを構築し、マニュアルを作成する。</p> <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資源開発を行うための研修をケアマネジャーと一緒に受ける（年1回） ・協力を得られたケアマネジャーと社会資源開発を行うための準備をモデル地区で行う。 ・社会資源をテーマにしたケアマネジャー交流会を企画、開催（年1回） ・令和6年度の社会資源開発にむけたマニュアル作りができる。
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資源開発のモデル地区（国府津）を対象に地区踏査を実施。 日程 6/17（参加 22 名）、10/25（参加 33 名） 講師：神奈川県地域包括ケアシステム統括アドバイザー 松川竜也氏 ・ケアマネジャー交流会の実施。日程 9/1、2/13。 第1回ケアマネジャー交流会 （参加者：ケアマネジャー61名、包括 33名、社協 5名、市 2名） テーマ：包括職員紹介、部会事業・地区踏査の報告、グループワーク 第2回ケアマネジャー交流会 （参加者：ケアマネジャー43名、包括 20名、市社協 9名、市 2名） テーマ：部会事業の報告、インフォーマルサービス・医療連携についてグループワーク 各交流会にて部会事業として行っている社会資源開発の進捗状況を報告しケアマネジャーへの協力を募った。 ・ケアプラン検証への参加（訪問介護の利用割合が一定以上の者の事例）
取組の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・地区踏査 国府津地区の調査を実施。地区踏査における着眼点の確認、モデル地区の資源や住民の困りごとの確認を行った。また2回目の地区踏査ではケアマネジャーの参加も募り、包括職員と共に地区踏査を行った。 参加したケアマネジャーの 88.9%の方が「期待通り」、「それ以上」と回答した。 ・ケアマネジャーとの交流会 昨年度に続き交流会を年2回実施。グループワークでの交流を通して日々の業務の悩みや取り組みを共有した。また部会事業である社会資源開発の趣旨と進捗状況を共有した。 9月の交流会ではすべての参加者から「期待通り」、「それ以上」との回答があり、地域資源開発の理解が深まったと回答した方が 89.3%だった。 2月の交流会では今後の業務に活かせると回答した方が 93.8%で、15名のケアマネジャーより活動への参加希望があった。

地域包括支援センターの運営状況
(令和5年度)

小田原市福祉健康部高齢介護課

地域包括支援センター事業に係る経理状況
令和5年度収支決算の概要

【しろやま】

収 入		支 出		
区	分 金 額	区	分 金 額	
市委託料 運営業務費	21,700,000	人件 専門職等分	24,816,628	
市委託料 付帯業務費	4,629,644	費	その他分	1,623,000
うち介護予防ケアマネジメント事業業務 958件	4,626,944	事務 事務所費	1,377,600	
うち認知症初期集中支援事業業務	0	費	その他分	1,480,694
うち食のアセスメント業務	2,700	ケアプラン作成再委託費	3,991,216	
介護報酬（介護予防支援分）1,385件	6,612,090	うち介護予防ケアマネジメント 377件	1,659,145	
		うち介護予防支援 540件	2,332,071	
その他の収入	18,184	その他の支出	0	
事業収入	32,959,918	事業支出	33,289,138	
受託法人からの繰入金	329,220	受託法人への繰出金	0	
計	33,289,138	計	33,289,138	

【はくおう】

収 入		支 出		
区	分 金 額	区	分 金 額	
市委託料 運営業務費	22,000,000	人件 専門職等分	21,989,436	
市委託料 付帯業務費	4,287,228	費	その他分	3,953,995
うち介護予防ケアマネジメント事業業務 900件	4,277,856	事務 事務所費	1,344,216	
うち認知症初期集中支援事業業務	9,372	費	その他分	4,766,730
うち食のアセスメント業務	0	ケアプラン作成再委託費	2,550,656	
介護報酬（介護予防支援分）1,122件	5,334,732	うち介護予防ケアマネジメント 248件	1,063,150	
		うち介護予防支援 350件	1,487,506	
その他の収入	10,000	その他の支出	0	
事業収入	31,631,960	事業支出	34,605,033	
受託法人からの繰入金	2,973,073	受託法人への繰出金	0	
計	34,605,033	計	34,605,033	

【じょうなん】

収 入		支 出		
区	分 金 額	区	分 金 額	
市委託料 運営業務費	21,000,000	人件 専門職等分	24,764,161	
市委託料 付帯業務費	4,277,522	費	その他分	404,640
うち介護予防ケアマネジメント事業業務 881件	4,277,522	事務 事務所費	898,145	
うち認知症初期集中支援事業業務	0	費	その他分	1,647,635
うち食のアセスメント業務	0	ケアプラン作成再委託費	2,197,197	
介護報酬（介護予防支援分）904件	4,364,544	うち介護予防ケアマネジメント 275件	1,220,344	
		うち介護予防支援 220件	976,853	
その他の収入	11,462,429	その他の支出	11,192,717	
事業収入	41,104,495	事業支出	41,104,495	
受託法人からの繰入金	0	受託法人への繰出金	0	
計	41,104,495	計	41,104,495	

【はくさん】

収 入		支 出	
区	分 金 額	区	分 金 額
市委託料 運営業務費	22,000,000	人件 専門職等分	20,562,298
市委託料 付帯業務費	3,868,574	費 その他分	3,889,936
うち介護予防ケアマネジメント事業業務 822件	3,868,574	事務 事務所費	2,313,816
うち認知症初期集中支援事業業務	0	費 その他分	5,237,055
うち食のアセスメント業務	0	ケアプラン作成再委託費	2,501,147
介護報酬（介護予防支援分）1,106件	5,246,916	うち介護予防ケアマネジメント 232件	978,344
		うち介護予防支援 357件	1,522,803
その他の収入	4,000	その他の支出	0
事業収入	31,119,490	事業支出	34,504,252
受託法人からの繰入金	3,384,762	受託法人への繰出金	0
計	34,504,252	計	34,504,252

【ひがしとみず】

収 入		支 出	
区	分 金 額	区	分 金 額
市委託料 運営業務費	22,000,000	人件 専門職等分	22,458,809
市委託料 付帯業務費	3,062,276	費 その他分	1,999,166
うち介護予防ケアマネジメント事業業務 655件	3,056,876	事務 事務所費	1,828,100
うち認知症初期集中支援事業業務	0	費 その他分	4,219,609
うち食のアセスメント業務	5,400	ケアプラン作成再委託費	1,324,342
介護報酬（介護予防支援分）1,382件	6,585,192	うち介護予防ケアマネジメント 69件	286,261
		うち介護予防支援 240件	1,038,081
その他の収入	73,000	その他の支出	0
事業収入	31,720,468	事業支出	31,830,026
受託法人からの繰入金	109,558	受託法人への繰出金	0
計	31,830,026	計	31,830,026

【とみず】

収 入		支 出	
区	分 金 額	区	分 金 額
市委託料 運営業務費	22,000,000	人件 専門職等分	20,584,551
市委託料 付帯業務費	4,638,316	費 その他分	2,329,829
うち介護予防ケアマネジメント事業業務 1,014件	4,631,316	事務 事務所費	1,203,200
うち認知症初期集中支援事業業務	4,300	費 その他分	5,747,818
うち食のアセスメント業務	2,700	ケアプラン作成再委託費	957,725
介護報酬（介護予防支援分）843件	4,104,378	うち介護予防ケアマネジメント 134件	570,856
		うち介護予防支援 89件	386,869
その他の収入	46,000	その他の支出	0
事業収入	30,788,694	事業支出	30,823,123
受託法人からの繰入金	34,429	受託法人への繰出金	0
計	30,823,123	計	30,823,123

【さくらい】

収 入		支 出		
区	分 金 額	区	分 金 額	
市委託料 運営業務費	18,400,000	人件 専門職等分	18,855,286	
市委託料 付帯業務費	2,741,946	費	その他分	1,114,434
うち介護予防ケアマネジメント事業業務 573件	2,733,846	事務 事務所費	1,668,000	
うち認知症初期集中支援事業業務	0	費	その他分	3,161,518
うち食のアセスメント業務	8,100	ケアプラン作成再委託費	1,233,391	
介護報酬（介護予防支援分）931件	4,430,076	うち介護予防ケアマネジメント 121件	510,257	
		うち介護予防支援 166件	723,134	
その他の収入	75,000	その他の支出	0	
事業収入	25,647,022	事業支出	26,032,629	
受託法人からの繰入金	385,607	受託法人への繰出金	0	
計	26,032,629	計	26,032,629	

【さかわ こやわた・ふじみ】

収 入		支 出		
区	分 金 額	区	分 金 額	
市委託料 運営業務費	18,396,000	人件 専門職等分	19,697,989	
市委託料 付帯業務費	3,861,398	費	その他分	3,661,977
うち介護予防ケアマネジメント事業業務 801件	3,853,298	事務 事務所費	1,648,248	
うち認知症初期集中支援事業業務	0	費	その他分	4,606,500
うち食のアセスメント業務	8,100	ケアプラン作成再委託費	3,292,359	
介護報酬（介護予防支援分）1,458件	7,034,418	うち介護予防ケアマネジメント 193件	862,994	
		うち介護予防支援 548件	2,429,365	
その他の収入	4,000	その他の支出	0	
事業収入	29,295,816	事業支出	32,907,073	
受託法人からの繰入金	3,611,257	受託法人への繰出金	0	
計	32,907,073	計	32,907,073	

【しもふなか】

収 入		支 出		
区	分 金 額	区	分 金 額	
市委託料 運営業務費	18,300,000	人件 専門職等分	20,293,707	
市委託料 付帯業務費	3,788,726	費	その他分	0
うち介護予防ケアマネジメント事業業務 549件	3,788,726	事務 事務所費	1,555,144	
うち認知症初期集中支援事業業務	0	費	その他分	3,429,245
うち食のアセスメント業務	0	ケアプラン作成再委託費	2,731,195	
介護報酬（介護予防支援分）1,055件	5,075,340	うち介護予防ケアマネジメント 230件	1,027,690	
		うち介護予防支援 393件	1,703,505	
その他の収入	0	その他の支出	0	
事業収入	27,164,066	事業支出	28,009,291	
受託法人からの繰入金	839,225	受託法人への繰出金	0	
計	28,003,291	計	28,009,291	

【とよかわ・かみふなか】

収		入	支		出
区	分	額	区	分	額
市委託料 運營業務費		19,274,000	人件	専門職等分	16,055,768
市委託料 付帯業務費		3,343,176	費	その他分	4,221,358
うち介護予防ケアマネジメント事業業務 715件		3,337,776	事務	事務所費	1,046,730
うち認知症初期集中支援事業業務		0	費	その他分	5,035,037
うち食のアセスメント業務		5,400	ケアプラン作成再委託費		1,047,610
介護報酬（介護予防支援分）962件		4,591,392	うち介護予防ケアマネジメント 58件		250,364
			うち介護予防支援 187件		797,246
その他の収入		26,000	その他の支出		0
事業収入		27,234,568	事業支出		27,406,503
受託法人からの繰入金		171,935	受託法人への繰出金		0
計		27,406,503	計		27,406,503

【そが・しもそが・こうづ】

収		入	支		出
区	分	額	区	分	額
市委託料 運營業務費		21,000,000	人件	専門職等分	22,229,784
市委託料 付帯業務費		3,701,780	費	その他分	1,800,000
うち介護予防ケアマネジメント事業業務 775件		3,692,408	事務	事務所費	0
うち認知症初期集中支援事業業務		9,372	費	その他分	3,844,388
うち食のアセスメント業務		0	ケアプラン作成再委託費		2,074,368
介護報酬（介護予防支援分）996件		4,753,926	うち介護予防ケアマネジメント 184件		801,929
			うち介護予防支援 299件		1,272,439
その他の収入		12,435,869	その他の支出		11,943,035
事業収入		41,891,575	事業支出		41,891,575
受託法人からの繰入金		0	受託法人への繰出金		0
計		41,891,575	計		41,891,575

【たちばな】

収		入	支		出
区	分	額	区	分	額
市委託料 運營業務費		20,400,000	人件	専門職等分	21,126,489
市委託料 付帯業務費		3,406,776	費	その他分	0
うち介護予防ケアマネジメント事業業務 695件		3,406,776	事務	事務所費	803,855
うち認知症初期集中支援事業業務		0	費	その他分	4,544,707
うち食のアセスメント業務		0	ケアプラン作成再委託費		2,907,680
介護報酬（介護予防支援分）867件		4,175,112	うち介護予防ケアマネジメント 215件		975,991
			うち介護予防支援 443件		1,931,689
その他の収入		0	その他の支出		0
事業収入		27,981,888	事業支出		29,382,731
受託法人からの繰入金		1,400,843	受託法人への繰出金		0
計		29,382,731	計		29,382,731

**地域包括支援センター事業に係る経理状況
令和6年度収支予算の概要**

【しろやま】

収 入		入 額	支 出		出 額
区	分 金	額	区	分 金	額
市委託料	運營業務費	22,000,000	人件費	専門職等分	25,700,000
	付帯業務費	4,860,196		その他分	1,700,000
	その他業務	10,000	事務費	事務所費	1,380,000
		その他分		1,490,000	
介護報酬（介護予防支援分）		6,682,380	ケアプラン作成再委託費		4,102,652
その他の収入		10,000	その他の支出		0
事業収入		33,562,576	事業支出		34,372,652
受託法人からの繰入金		810,076	受託法人への繰出金		0
計		34,372,652	計		34,372,652

【はくおう】

収 入		入 額	支 出		出 額
区	分 金	額	区	分 金	額
市委託料	運營業務費	22,000,000	人件費	専門職等分	22,000,000
	付帯業務費	6,000,000		その他分	4,200,000
	その他業務	20,000	事務費	事務所費	1,350,000
		その他分		4,800,000	
介護報酬（介護予防支援分）		7,200,000	ケアプラン作成再委託費		2,870,000
その他の収入		0	その他の支出		0
事業収入		35,220,000	事業支出		35,220,000
受託法人からの繰入金		0	受託法人への繰出金		0
計		35,220,000	計		35,220,000

【じょうなん】

収 入		入 額	支 出		出 額
区	分 金	額	区	分 金	額
市委託料	運營業務費	21,000,000	人件費	専門職等分	23,973,000
	付帯業務費	5,000,000		その他分	124,000
	その他業務	0	事務費	事務所費	0
		その他分		1,955,000	
介護報酬（介護予防支援分）		4,400,000	ケアプラン作成再委託費		2,300,000
その他の収入		0	その他の支出		2,048,000
事業収入		30,400,000	事業支出		30,400,000
受託法人からの繰入金		0	受託法人への繰出金		0
計		30,400,000	計		30,400,000

【はくさん】

収 入		入 額	支 出		出 額
区	分 金	額	区	分 金	額
市委託料	運營業務費	22,000,000	人件費	専門職等分	22,000,000
	付帯業務費	6,300,000		その他分	4,000,000
	その他業務	10,000	事務費	事務所費	2,320,000
		その他分		5,250,000	
介護報酬（介護予防支援分）		7,860,000	ケアプラン作成再委託費		2,600,000
その他の収入		0	その他の支出		0
事業収入		36,170,000	事業支出		36,170,000
受託法人からの繰入金		0	受託法人への繰出金		0
計		36,170,000	計		36,170,000

【ひがしとみず】

収 入			支 出		
区	分 金	額	区	分 金	額
市委託料	運營業務費	22,000,000	人件費	専門職等分	22,400,000
	付帯業務費	9,810,000		その他分	2,100,000
	その他業務	10,000	事務費	事務所費	1,850,000
		その他分		4,150,000	
介護報酬（介護予防支援分）		0	ケアプラン作成再委託費		1,350,000
その他の収入		0	その他の支出		0
事業収入		31,820,000	事業支出		31,850,000
受託法人からの繰入金		30,000	受託法人への繰出金		0
計		31,850,000	計		31,850,000

【とみず】

収 入			支 出		
区	分 金	額	区	分 金	額
市委託料	運營業務費	22,000,000	人件費	専門職等分	20,500,000
	付帯業務費	3,607,429		その他分	1,900,000
	その他業務	6,000	事務費	事務所費	11,000,000
		その他分		4,800,000	
介護報酬（介護予防支援分）		3,460,000	ケアプラン作成再委託費		950,000
その他の収入		0	その他の支出		0
事業収入		29,073,429	事業支出		39,150,000
受託法人からの繰入金		176,571	受託法人への繰出金		0
計		29,250,000	計		39,150,000

【さくらい】

収 入			支 出		
区	分 金	額	区	分 金	額
市委託料	運營業務費	22,000,000	人件費	専門職等分	20,400,000
	付帯業務費	2,312,829		その他分	1,250,000
	その他業務	6,000	事務費	事務所費	1,668,000
		その他分		3,555,000	
介護報酬（介護予防支援分）		4,000,000	ケアプラン作成再委託費		1,500,000
その他の収入		0	その他の支出		0
事業収入		28,318,829	事業支出		28,373,000
受託法人からの繰入金		54,171	受託法人への繰出金		0
計		28,373,000	計		28,373,000

【さかわ こやわた・ふじみ】

収 入			支 出		
区	分 金	額	区	分 金	額
市委託料	運營業務費	22,000,000	人件費	専門職等分	21,000,000
	付帯業務費	5,346,000		その他分	4,000,000
	その他業務	4,000	事務費	事務所費	1,650,000
		その他分		4,700,000	
介護報酬（介護予防支援分）		7,500,000	ケアプラン作成再委託費		3,500,000
その他の収入		0	その他の支出		0
事業収入		34,850,000	事業支出		34,850,000
受託法人からの繰入金		0	受託法人への繰出金		0
計		34,850,000	計		34,850,000

【しもふなか】

収 入			支 出		
区	分 金	額	区	分 金	額
市委託料	運營業務費	21,000,000	人件費	専門職等分	21,000,000
	付帯業務費	2,700,000		その他分	0
	その他業務	0	事務費	事務所費	1,556,880
		その他分		3,505,560	
介護報酬（介護予防支援分）		5,040,000	ケアプラン作成再委託費		2,760,000
その他の収入		0	その他の支出		0
事業収入		28,740,000	事業支出		28,822,440
受託法人からの繰入金		82,440	受託法人への繰出金		0
計		28,822,440	計		28,822,440

【とよかわ・かみふなか】

収 入			支 出		
区	分 金	額	区	分 金	額
市委託料	運營業務費	22,000,000	人件費	専門職等分	20,000,000
	付帯業務費	4,026,000		その他分	3,500,000
	その他業務	24,000	事務費	事務所費	1,050,000
		その他分		4,350,000	
介護報酬（介護予防支援分）		6,150,000	ケアプラン作成再委託費		3,300,000
その他の収入		0	その他の支出		0
事業収入		32,200,000	事業支出		32,200,000
受託法人からの繰入金		0	受託法人への繰出金		0
計		32,200,000	計		32,200,000

【そが・しもそが・こうづ】

収 入			支 出		
区	分 金	額	区	分 金	額
市委託料	運營業務費	21,000,000	人件費	専門職等分	22,110,875
	付帯業務費	4,264,776		その他分	1,800,000
	その他業務	0	事務費	事務所費	0
		その他分		3,711,536	
介護報酬（介護予防支援分）		4,899,216	ケアプラン作成再委託費		2,530,200
その他の収入		11,943,035	その他の支出		11,954,416
事業収入		42,107,027	事業支出		42,107,027
受託法人からの繰入金		0	受託法人への繰出金		0
計		42,107,027	計		42,107,027

【たちばな】

収 入			支 出		
区	分 金	額	区	分 金	額
市委託料	運營業務費	21,000,000	人件費	専門職等分	21,200,000
	付帯業務費	3,420,000		その他分	813,840
	その他業務	0	事務費	事務所費	3,967,940
		その他分		0	
介護報酬（介護予防支援分）		4,320,000	ケアプラン作成再委託費		3,000,000
その他の収入		0	その他の支出		0
事業収入		28,740,000	事業支出		28,981,780
受託法人からの繰入金		241,780	受託法人への繰出金		0
計		28,981,780	計		28,981,780

地域包括支援センター運営事業
令和5年度運営評価と
令和6年度活動計画の概要

地域包括支援センター運営事業 令和5年度運営評価と令和6年度活動計画の概要

※ [左欄]令和5年度運営状況評価表(別冊2-1)におけるチェック数 / [右欄]令和6年度活動計画(別冊2-2)に掲げた取組内容

評価項目 センター名	地域包括支援センターの 運営体制 【22項目】 平均 20.7(達成率 94.1%)	総合相談支援業務 【9項目】 平均 9(達成率 100%)	権利擁護業務 【9項目】 平均 7.7(達成率 85.6%)	包括的・継続的ケアマネジメント 業務 【13項目】 平均 10.9(達成率 83.8%)	認知症総合支援事業 【5項目】 平均 4.2(達成率 84.0%)	介護予防ケアマネジメント 業務 【8項目】 平均 7.7(達成率 96.3%)	その他 (評価項目外の活動)
① しろやま	21 / 22 —	9 / 9 ○自治会、民生委員との連携強化 ○地域性を活かした重層的支援体制の整備による相談窓口機能の強化	8 / 9 ○地域の協働で行う成年後見制度についての理解促進	12 / 13 ○ケアマネジャーとの交流会の実施 ○活動周知のための SNS を活用した広報展開	4 / 5 ○認知症の高齢者が接客する「注文をまちがえるあつまあるカフェ」の地域展開の検討	8 / 8 —	—
② はくおう	22 / 22 ○業務進捗状況の確認と情報共有等 ○同一法人4包括センターでの勉強会による職員のスキルアップ ○災害時の法人連携	9 / 9 ○自治会等の定例会やサロンでの情報収集 ○独居、サービス未利用者等への定期訪問と情報共有	7 / 9 ○権利擁護・消費者被害に関する講話の場の開拓	13 / 13 ○「おたすけ帳」の定期更新、包括だよりの配布を通じた民生委員等との連携 ○「茶つと会」の開催によるケアマネジャーとの連携 ○サロン等の場の開拓	5 / 5 —	8 / 8 —	—
③ じょうなん	20 / 22 ○職員の対応スキル向上と属人化しない対応体制の構築	9 / 9 ○対応困難ケースの事例検討と属人化しない体制づくり ○地域活動への参加による実態把握	8 / 9 —	10 / 13 ○4地区合同での圏域ケア会議の継続開催 ○圏域のケアマネ交流会の定期開催	4 / 5 ○認知症カフェや家族会の活動と連携した暮らしの支援	8 / 8 —	—
④ はくさん	21 / 22 ○職員体制の維持と、チームによる支援。 ○法人内研修の活用 ○個人情報の管理と情報保護の遵守。	9 / 9 ○医療機関・介護保険事業所・地域団体とのネットワークの構築 ○集合住宅などへのアウトリーチを通じた実態把握や地域課題の発見	9 / 9 ○民生委員との「お茶会」を通じた情報提供 ○住民対象の講演の企画	13 / 13 ○「おたすけ帳」の更新や広報紙「はくさんだより」の発行による情報提供 ○「茶つと会」の開催によるケアマネジャーとの連携 ○地域課題の共有と圏域ケア会議の開催	5 / 5 ○圏域内の認知症対応型デイサービスやグループホームや民生委員と連携した認知症に関する理解促進活動	6 / 8 ○ケアマネジャーの後方支援、および情報提供の窓口	○自主活動「フラワークラブ」の後方支援の継続
⑤ ひがしとみず	22 / 22 —	9 / 9 ○サテライト型の相談窓口の開所 ○一人暮らしの高齢者の全戸訪問の計画	8 / 9 ○地域住民や民生委員に向けた講話の実施 ○広報紙「かりがわだより」を通じた権利擁護に関する周知活動	13 / 13 ○個別ケア会議の増とオンライン会議システムを利用した圏域ケア会議の開催 ○ヤングケアラーや生活困窮等のテーマをとらえた研修	5 / 5 ○認知症カフェの運営支援	8 / 8 —	○小学校との連携を継続し、多世代交流の場の創出
⑥ とみず	19 / 22 —	9 / 9 —	5 / 9 —	10 / 13 ○多問題を抱えているが潜在化している家庭の早期支援のための連携強化	3 / 5 —	7 / 8 ○広報やサロンでの講話を通じ、「自立支援」「重度化防止」を住民と共有 ○生活課題解決の先にある目標の共有	—

評価項目 センター名	地域包括支援センターの 運営体制 【22項目】 平均 20.7(達成率 94.1%)	総合相談支援業務 【9項目】 平均 9(達成率 100%)	権利擁護業務 【9項目】 平均 7.7(達成率 85.6%)	包括的・継続的ケアマネジメント 業務 【13項目】 平均 10.9(達成率 83.8%)	認知症総合支援事業 【5項目】 平均 4.2(達成率 84.0%)	介護予防ケアマネジメント 業務 【8項目】 平均 7.7(達成率 96.3%)	その他 (評価項目外の活動)
⑦ さくらい	20 / 22 ○情報共有とチーム対応の体制確立 ○研修や事例検討会への参加を通じた対応力の向上	9 / 9 ○民生委員や自治会との協働による見守り活動	7 / 9 ○成年後見制度を含む老後の備えに関する地域向けの講座の開催	11 / 13 ○ケアマネジャーが多職種で交流できる研修を主催	4 / 5 —	8 / 8 —	○「さくらい本箱」や調理スペース、浴室を活用した交流の場の創造 ○多世代交流の場の創造
⑧ さかわ こや わた・ふじみ	21 / 22 ○職員の大幅な入れ替えがあったため、質の向上と地域との関係性の深化への注力	9 / 9 ○「ちょっとそこまで」「ふじみサロン」「茶話会」等を通じた周知活動 ○商店・金融機関・医療機関・公営団地等での掲示や案内配架を通じた周知活動	8 / 9 —	12 / 13 ○民生委員や地域関係者との顔の見える関係づくり ○「茶つと会」の開催によるケアマネジャーとの連携	4 / 5 ○認知症カフェの再開 ○企業・住民対象の認知症サポーター養成講座の実施	8 / 8 —	—
⑨ しもふなか	20 / 22 ○個人情報取り扱いのルールの徹底 ○専門職の専門性の発揮	9 / 9 ○民生委員や地域の企業等とのネットワークの強化と支援を要する高齢者の早期発見	7 / 9 ○おだわら成年後見支援センターとの連携	12 / 13 ○ケアマネジャーとの協働による「むらカフェ」の展開 ○個別ケア会議を通じた地域課題の把握	4 / 5 ○しもふなかコンパス「昼のおはなし会」を通じた支援	7 / 8 ○業務の流れを職員間で共有し、属人化しない対応	—
⑩ とよかわ・ かみふなか	19 / 22 ○業務進捗状況の確認と情報共有、副担当を設ける等の対応 ○研修や勉強会による職員のスキルアップ	9 / 9 ○商店・金融機関・医療機関等での掲示や案内配架を通じた周知 ○サロンなどへの参加を通じた、地域と協働できる体制の構築	7 / 9 ○消費者被害防止や権利擁護の講話の実施	12 / 13 ○住民向けアンケート調査の実施と介護予防活動の企画 ○地域ケア会議の活用による関係機関との連携促進	2 / 5 ○認知症をにんちしよう会や認知症カフェの参加を通じた知識の普及と啓発の実施	8 / 8 —	—
⑪ そが・しも そが・こうづ	22 / 22 —	9 / 9 —	9 / 9 —	13 / 13 ○「さぼ・さぼ」の開催による顔の見える関係構築とケアマネジャー・地域支援の実施	5 / 5 ○曾我病院とオレンジカフェ「ふあみいゆ」を開催し、安心して暮らせる地域づくりを展開	8 / 8 ○圏域内ケアマネとともにケアプランの点検を実施	○災害時の地域連携を見据えた利用者宅の災害リスクの確認
⑫ たちばな	21 / 22 ○職員の定着安定 ○「たちばないきいき福祉マップ」の周知	9 / 9 ○各職員が相談援助技術を向上させるための包括内研修の実施	9 / 9 ○高齢者虐待対応における包括2名体制の構築 ○民生委員、ケアマネジャーとの信頼関係の構築と早期支援	12 / 13 ○支援につながっていないケースや困難ケースへの継続的な接触	5 / 5 ○小学生を対象とした認知症講話の実施の継続と、中学生を対象にした講座の再開	8 / 8 —	○「しもなか食堂」への参加 ○「防災ネットワーク協議会」の設立と行方不明時の連絡体制の名簿更新 ○「公園 de ラジオ体操」の継続支援

地域包括支援センター運営評価
(令和5年度)

小田原市福祉健康部高齢介護課

地域包括支援センター運営事業の評価表 [令和5年度実績]

1 地域包括支援センターの運営体制

○経験年数の浅い職員への支援体制の整備や管理者業務の円滑化のための取組を進めるとともに、包括センター間の更なる連携強化を図る。															
項目	評価の目安	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	達成数	
人員体制の確保	1 職員の配置基準を満たしている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8							
	数字を入力 在籍する職員の人数（非常勤の職員がいる場合は、常勤換算後の人数）													(平均)	
	ア 保健師・看護師	1	2	1	1	1	1	2	0	1	0	1	1	人	1
	イ 社会福祉士	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	人	1.1
	ウ 主任介護支援専門員	2	1	2	1	1	1	1	1	0	1	1	1	人	1.1
	エ 介護支援専門員	0	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	0	人	0.6
オ その他	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	人	0.2	
	ア～ウの三職種の平均在職年数（12月毎に1年と計算。小数点以下第2位を四捨五入）	6	5	10	5	4	5	5	5	3	2	7	7	年	5.4
24時間体制の確保	2 緊急時の対応等を想定し、地域包括支援センター（以下「包括センター」という。）の職員に対して速やかに連絡が取れる体制が整備されている。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
大規模災害・感染症への対応	3 自然災害や感染症が発生した際の対応方針や業務継続計画を定め、定期的な確認、シミュレーションや見直しを行っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	11	
職員の資質向上	4 市や県が主催する研修や外部の研修に可能な限り参加している。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	5 運営法人、又は包括センター独自で職員の資質向上のための研修がある。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	10	
	6 研修に参加した職員が、必ず他の職員に対して報告や情報共有を図る体制になっている。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	7 研修で得た有益な情報を従事者連絡会等で他の包括センターへ情報提供している。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	6	
	数字を入力 研修参加回数	70	27	21	17	81	27	38	5	14	10	19	27	回	(平均) 29.7
個人情報の保護	8 個人情報の取り扱いについてマニュアル等で定めている。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	9 個人情報を鍵付きのキャビネット等に保管しており、鍵は適切に管理している。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	10 職員が個人情報を持ち出す際に管理者が把握している。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	11 関係機関への個人情報の提供について利用者に説明し、同意を得ている。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
チームアプローチ体制の整備及び包括センター間の連携強化	12 包括センターで3職種の専門性を踏まえ、チームアプローチを念頭に置いて、対応や相談に応じている。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	13 包括センター内で情報共有の場を設けており、相談内容等を報告し合っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	14 ケースごとに主担当を決めたうえで、センター全体としてバックアップできる体制を整えている。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	15 各包括センターが同等のサービスが提供できるよう、従事者連絡会等を通じて、情報交換等を行っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	10					
運営状況の評価と業務改善への取組	16 実施状況報告書や設置変更届出書等、必要な書類を期日までに市へ提出している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	11					
	17 日常の業務内容について管理者が把握し、適切なアドバイスを行っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	18 日常の業務における課題や反省点を把握している。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	19 利用者や関係団体等からの要望、意見に対して、必要に応じ包括センターの運営に反映させている。あるいは反映する体制が整っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	20 包括センターに寄せられた要望、意見について、市へ報告や協議を行っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	21 利用者からの苦情について、受付体制の整備及び周知、記録の整備・共有、市への報告等の対応に関する体制が整っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	22 センター運営事業に関する評価や活動計画の策定について、センター職員全員で協議の上実施している。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												

【凡例】 ①しろやま ②はくおう ③じょうなん ④はくさん ⑤ひがしとみず ⑥とみず ⑦さくらい ⑧さかわ こやわた・ふじみ ⑨しもふなか ⑩とよかわ・かみふなか ⑪そが・しもそが・こうづ ⑫たちばな

2 総合相談支援業務

○高齢者の実態把握・支援体制を維持するとともに、個別ケア会議等による相談内容や地域課題の体系的整理のための環境整備を進める。														
項目	評価の目安	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	達成数
高齢者の実態把握及び支援	23 個別訪問や、高齢者の集まる地域活動等へ参加し、高齢者や家族の実態把握に努めている。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	12
	24 相談内容に応じ、適切なサービス・機関を紹介できる体制を整えている。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	12
	25 定期的に状況を確認するなど、状態に応じた継続的な支援を行っている。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	12
	26 適切な機関に引き継いだ後の状況確認まで行っている。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	12
	27 相談内容の分類を行い、包括センター内で共有している。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	12
	28 専門的・継続的な関与が必要な時は、ケース会議のほか、必要により個別ケア会議を開催している。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	12
	数字を入力 新規相談件数 相談延べ件数													(平均) 313 2,158
支援を要する高齢者の早期発見に関する取組	29 関係機関とのネットワークを構築するための取組を行っている。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	12
	30 関係機関が開催する会議等へ参加し、情報収集に努めている。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	12
	31 パンフレットの配布など、包括センターの周知を行っている。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	12

3 権利擁護業務

○成年後見制度に関わる相談やニーズを踏まえ、法律専門職との連携により地域や関係機関に対する情報発信を更に深めることが必要。														
項目	評価の目安	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	達成数
権利擁護全体	32 弁護士、司法書士、行政書士等の法律専門職と連携強化に向けた取組を行っている。	✓	✓	✓	✓	✓	□	□	✓	✓	✓	✓	✓	10
	33 個別ケア会議や圏域ケア会議に必要に応じて法律専門職が参加している。	□	✓	✓	✓	□	□	□	□	□	□	✓	✓	5
	数字を入力 法律専門職が参加する個別ケア会議 実施回数 法律専門職が参加する圏域ケア会議 実施回数													(平均) 0.4 0.2
成年後見制度の利用支援と普及	34 高齢者の判断能力や生活状況を把握し、成年後見制度の利用に結び付けられるよう支援体制を整えている。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	12
	35 本人や親族が申立てを行えない特段の理由がある場合は、市に報告し、市長申立につなげられるよう支援体制を整えている。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	12
	36 地域の高齢者及び関係機関に対して、講座の開催や回覧など、成年後見制度の啓発活動を行っている。	✓	□	□	✓	✓	□	✓	✓	□	□	✓	✓	7
数字を入力 成年後見にかかわる相談件数 成年後見にかかわる講座等の実施回数													(平均) 5.9 0.9	
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応	37 関係機関とのネットワークを構築し、虐待の早期発見に努めている。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	12
	38 県のマニュアル等に則り、市と連携して、高齢者の安全確保など、適切な対応を行う体制を整えている。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	12
	数字を入力 高齢者虐待にかかわる相談件数													(平均) 6
消費者被害の防止に関する対応	39 地域の高齢者及び関係機関に対して、講座の開催や回覧など、消費者被害防止に向けた啓発活動を行っている。	✓	□	✓	✓	✓	□	✓	✓	✓	✓	✓	✓	10
	40 消費生活センター等の関係機関と連携し、消費者被害防止に向け対応する体制を整えている。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	12
	数字を入力 消費者被害にかかわる相談件数 消費者被害防止にかかわる講座等の実施回数													(平均) 1.3 0.8

4 包括的・継続的ケアマネジメント業務

○介護支援専門員に対する相談支援にも資するよう、社会資源の積極的活用を推進。また、地域ケア会議の開催の円滑化のための環境を整備。															
項目	評価の目安	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	達成数	
生活環境変化等への対応	41 利用者の状態の変化に応じて、病院への入退院時に病院と介護支援専門員、介護施設等との連携が図れるよう調整を行っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	数字を入力 医療機関とのカンファレンスの件数	6	12	6	5	4	0	3	15	1	7	9	0	件 (平均) 5.7	
介護支援専門員の支援	42 介護支援専門員を対象とした情報交換や研修の場を設けている。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	43 上記の情報交換や研修会について、年度当初に開催計画を示した上で実施している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	11						
	44 困難ケースへの支援や助言、同行訪問や個別ケア会議等を行い、相談しやすい関係性が保たれるよう支援している。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	45 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理分類した上で、経年的に把握している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	11				
	数字を入力 介護支援専門員を対象とした研修・情報交換の実施回数 研修・情報交換に参加した介護支援専門員の延べ参加者数	2 38	1 7	0 0	1 7	1 50	1 30	1 25	1 10	1 11	2 7	1 9	1 13	1 人	(平均) 1.1 17.3
関係機関相互の連携体制の構築	46 民生委員など、地域の関係者との情報交換や研修の場を設けている。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	47 関係機関（三師会等）が開催する研修会や会合等に参加し、連携強化を図っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	11							
	数字を入力 運営推進会議への出席回数	5	4	14	3	13	5	12	4	8	5	6	8	回 (平均) 7.3	
社会資源の把握・活用・開発	48 地域の関係機関が開催する活動等へ参加し、社会資源の情報を把握している。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	49 把握した社会資源の情報をまとめ、関係機関や地域住民へ提供している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10	
	50 新たな社会資源の開発に努めている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	10	
地域包括ケア推進体制に向けた地域ケア会議の活用	51 自立支援ケア会議を通じて高齢者の自立に向けた支援を行っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	52 個別ケア会議が必要なケースについて、迅速に関係機関を集めて開催している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	11					
	53 圏域ケア会議を計画的に開催している。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	7	
	数字を入力 自立支援ケア会議 事例提出件数 個別ケア会議 実施回数 うち医療職が参加する個別ケア会議 実施回数 圏域ケア会議 実施回数 うち医療職が参加する圏域ケア会議 実施回数	3 3 3 0 0	4 5 3 1 1	3 2 1 0 1	3 2 0 1 1	2 3 0 1 0	1 1 0 1 0	1 1 0 1 0	2 1 0 1 0	2 1 0 2 0	3 1 1 0 2	3 2 1 0 0	3 3 1 0 1	3 回 回 回 回	(平均) 2.5 2.1 1 0.8 0.7

【凡例】 ①しろやま ②はくおう ③じょうなん ④はくさん ⑤ひがしとみず ⑥とみず ⑦さくらい ⑧さかわ こやわた・ふじみ ⑨しもふなか ⑩とよかわ・かみふなか ⑪そが・しもそが・こうづ ⑫たちばな

5 認知症総合支援事業

○認知症初期集中支援事業が積極的に活用されるよう見直しを行い、高齢者及び家族に対する組織的かつ専門的な支援の円滑化を進める。															
項目	評価の目安	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	達成数	
認知症の正しい知識の普及と啓発	54 認知症サポーター養成講座等、市民や企業等へ啓発活動を行っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	11												
	55 認知症ケアパスを活用して、啓発活動を行っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	11												
	数字を入力 認知症サポーター養成講座開催回数 認知症普及啓発に係る講座等開催回数（認知症サポーター養成講座を除く）	2	2	1	1	2	3	2	2	4	0	3	1	回	(平均) 2
		0	3	1	0	3	1	0	2	0	1	0	12	回	2
認知症の人とその家族に対する支援	56 認知症の人及び認知症が疑われる人に対し、早期診断・早期治療につながるよう支援している。	<input checked="" type="checkbox"/>	11												
	57 認知症の家族を抱える介護者に対し、おだわら家族会の周知を行っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	58 認知症初期集中支援事業に事例を提出することにより、当該事業を活用して高齢者や家族の支援を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	5
	数字を入力 認知症初期集中支援事業 提出事例件数	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	件

6 介護予防ケアマネジメント業務

○介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの居宅支援事業所への再委託の促進に向け、環境整備・体制強化を引き続き実施。															
項目	評価の目安	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	達成数	
介護予防・自立支援の理念に関する普及啓発	59 高齢者やその家族の介護予防や自立支援・重度化防止に向けた意識の向上のため、サロン活動の場等を通じて普及啓発を行っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	11	
	60 市から示された介護予防のためのツール（リーフレットや動画等）を活用して、高齢者のセルフマネジメントを推進している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	9	
					5	2	0	16	0	4	9	6	5	2	45
介護予防・日常生活支援総合事業に関する適切な説明	61 職員が総合事業の実施の背景・目的・概要を理解している。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	62 総合事業の実施の背景や、介護予防・自立支援の重要性、地域の支え合い体制の必要性を地域住民に周知・説明している。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
適切なサービスにつなげるためのアセスメントとケアプラン作成	63 本人や家族の意向を確認しながら支援ニーズを特定し課題を分析している。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	64 高齢者の生活自立能力を維持・向上させながら介護保険サービスやインフォーマルサービス等を組み合わせたケアマネジメントとなっている。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	65 総合事業（通所型サービスC）の利用が必要とされる高齢者を把握し、利用につなげている。	<input checked="" type="checkbox"/>	12												
	66 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の業務の居宅介護支援事業所への再委託について、公平・中立な観点に基づき適正に実施している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	11									
	数字を入力 介護予防サービス計画件数 うち再委託件数 介護予防ケアマネジメント件数 うち再委託件数	164	211	121	114	209	120	123	103	116	96	127	81	件	(平均) 132.1
		18	38	14	41	4	6	12	8	21	7	20	33	件	18.5
		88	109	85	75	75	65	61	38	102	65	90	96	件	79.1
		23	21	16	24	2	3	4	4	10	14	20	14	件	13

【凡例】 ①しろやま ②はくおう ③じょうなん ④はくさん ⑤ひがしとみず ⑥とみず ⑦さくらい ⑧さかわ こやわた・ふじみ ⑨しもふなか ⑩とよかわ・かみふなか ⑪そが・しもそが・こうづ ⑫たちばな

地域包括支援センターの活動計画
(令和6年度)

小田原市福祉健康部高齢介護課

令和 6 年度 地域包括支援センター活動計画について

各地域包括支援センターの運営において、地域や包括センターの特色に応じて、特筆して取り組むべき、活動内容について、下記の通り分類し、記しています。
なお、すべての項目について記載する必要はないこととしています。

- 1 地域包括支援センターの運営体制
- 2 総合相談支援業務
- 3 権利擁護業務
- 4 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- 5 認知症総合支援事業
- 6 介護予防ケアマネジメント業務
- 7 その他

令和 6 年度 地域包括支援センターしろやま活動計画

2 総合相談支援業務

- ・地域への働きかけの成果から、実態把握を行うルートが確立してきている。
自治会、民児協定例会や地域のサロン活動への継続的な参加による情報収集を行い、連携を深めていく。一部連携がうまく図れていない地域に関しては、地域性を踏まえた上で今後も働きかけを行っていく
- ・多様な相談ケースも増加傾向にあり、相談窓口としての機能を十分に発揮できるように、様々な社会資源がある地域性を活かす事で、重層的支援体制の強化を図っていく

3 権利擁護業務

- ・独居高齢者や高齢者世帯が多い地区の特徴から、後見等、終活の相談が多い。個別相談はもとよりサロンや自治会の活動での権利擁護の講話や「しゅうかつのおはなし」を行い、権利擁護の周知活動を継続する（地域で共に活動してもらえる業態を開拓する）

4 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・ケアマネジャーのニーズに応じて開催方法や内容を熟考し、参加しやすい方法により 2 回 /年のケアマネ交流会を開催する
- ・包括支援センターの活動を周知するため、SNS 発信が行えるよう準備し、地域住民や関連事業所に周知していく（個人情報に十分な配慮を行う）

5 認知症総合支援事業

- ・2 回目の開催が行えた「注文をまちがえるあつまあるかふえ」は、今年度の開催に向け、運営の負担軽減も検討し定期開催していく。
- ・既存の場を活かしつつ、在宅で生活している認知症の方が参加できる集いの場を構築する。

令和6年度 地域包括支援センターはくおう活動計画

1 地域包括支援センターの運営体制

- ・毎朝朝礼の実施、月1回包括センターミーティングで各自の業務進捗状況を確認し、情報の共有や相談をする。主担当制を取るが、必要に応じ副担当を設けてセンター内の連携を図り支援を行う。
- ・月間ミーティングの中で事例検討を実施し、困難事例だけでなく終結事例などを見直すことで職員の対応力の向上を図る。
- ・法人内居宅グループで合同勉強会を実施し職員のスキルアップを目指す。
- ・災害発生時、事業を継続できるように同法人の市内4包括で協力する。

2 総合相談支援業務

- ・自治会、民児協定例会での情報収集及び訪問による実態把握を行う。
- ・地域のサロン活動を訪問し潜在ケースの掘り起こしを行い、予防的な関わりを持てるようにする。
- ・独居、サービス未利用者、地域から不安の声が上がっているケースなどについては定期訪問を行い、月間ミーティングで共有。支援方針を検討する。

3 権利擁護業務

- ・権利擁護・消費者被害についての講話の機会を増やせるように、新たな講話の場を開拓する。

4 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・地域資源の情報を収集し、「おたすけ帳」の内容を更新し（年度末）、民生委員へ配布する。
- ・季刊広報誌「はくおう包括だより」を民生委員、自治会など関係機関に配布し包括センターの周知と連携を図る。
- ・「茶っと会（ケアマネ茶話会）」の内容や開催方法を見直し、参加人数を増やす。（年2回予定）
- ・地域の新たな集いの場を作れるように自治会、民生委員との連携の場を作るなど企画・運営の支援を行う。
- ・体操教室・健康教室などを増やせるように、新たな講話の場を開拓する。

令和6年度 地域包括支援センターじょうなん活動計画

1 地域包括支援センターの運営体制

- ・毎日の申し送りや月に1回の包括センター内の会議を通し、各自の業務進捗状況などの情報共有を図り、各ケースについては主担当を決めて、包括内で情報を共有しながら、意見交換を行い、支援を行っていく。また、担当が不在でも対応が出来るように体制を構築していく。

2 総合相談支援業務

- ・対応が困難なケースについては、事例検討を行い、担当以外の職員も協力して対応する体制を作る。
- ・民児協の定例会や地域のサロン活動に参加し、情報収集や実態把握に努めていく。

3 権利擁護業務

- ・重層的支援体制事業の趣旨を踏まえ、適正な支援へのつなぎを行っていく。

4 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・4地区合同で開催した圏域ケア会議を行い、地域の高齢者に対する見守り体制を構築していく。
- ・圏域のケアマネ交流会を定期開催し、情報共有や意見交換を行っていく。また、圏域の民生委員を集め、ケース等の相談にのるなどし、日頃からの顔の見える関係づくりを行っていく。

5 認知症総合支援事業

- ・地域で行われている認知症カフェや家族会等の活動と連携しながら、本人とその家族の暮らしを支援していく。

令和6年度 地域包括支援センターはくさん活動計画

1 地域包括支援センターの運営体制

- ・各ケースについての情報を包括内で共有をし、3 職種の専門性を活かしたチームアプローチ体制で支援を行う。必要に応じて主、副担当を設置。
- ・ケースによっては、他の分野の支援機関との連携を図り 積極的に重層的支援体制の一機関として支援体制をつくる。
- ・同法人の4 包括および社内の研修や事例検討を通じ、スキルアップを図る。
- ・適切な職員体制を維持し、包括的支援事業の継続的支援体制を確保する。
- ・高齢者等の個人情報の管理、利用において個人情報保護に関する法令等を遵守する。

2 総合相談支援業務

- ・積極的な地域や集合住宅へのアウトリーチによる、実態把握や地域課題の発見につとめる。
- ・民生委員、医療機関、介護保険事業所などとネットワークを構築し、支援を要する高齢者の早期発見につとめる。
- ・地域包括ケアの視点などが必要な場合、専門職・窓口の連携を迅速に行う。
- ・必要に応じて個別ケア会議の開催を支援し、関係者と個別の支援計画、役割を策定する。

3 権利擁護業務

- ・民生委員との「お茶会」や「勉強会」を通じ、情報収集を行う。
- ・住民対象の講演を企画し、啓発活動を行う。

4 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・広報紙「はくさんだより」に地域資源の情報を掲載し、資源の情報提供や把握、促進を図る。
- ・民生委員に社会資源を記載した「おたすけ帳」を交付し情報提供を行う。(1 回/年更新)
- ・同法人の4 包括で市内の介護支援専門員との交流会「茶つと会」(1~2 回/年開催予定)を開催し、ケアマネジャーの交流や情報提供の場を設ける。
- ・個別ケア会議や相談業務を通じて把握した地域課題を共有し、課題の整理や共有、地域づくりにむけて圏域ケア会議を開催する。

5 認知症総合支援事業

- ・地域の認知症関係事業所(認知症型デイ、グループホームが存在)との情報共有や民生委員との勉強会の開催を通じ、地域の認知症高齢者の理解や支援の促進を行う。

6 介護予防ケアマネジメント業務

- ・ケアマネジャーの後方支援および情報提供の窓口となる。
- ・自己研鑽による個々の資質向上

7 その他

- ・自主活動「フラワークラブ」(月1回)の後方支援を継続する。

令和6年度 地域包括支援センターひがしとみず活動計画

2 総合相談支援業務

- ・蓮正寺地区など包括の事業所より比較的遠方の方が気軽に相談できるように5月より毎週月曜日の10時~12時までの2時間“ふれあい処ひとやすみ”を活用しサテライトとして相談窓口を開所する。地域住民向けに“かりがわだより”での周知も行う予定である。
- ・課題の早期発見の観点から民生委員の方の協力のもと、一人暮らしの高齢者宅の全戸訪問を計画している。

3 権利擁護業務

- ・普及啓発活動の一環として“わたしのまちの保健室”や“かりがわだより”において、成年後見制度や終活についての講話の実施や情報提供を行う。

4 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・個別ケア会議の開催回数を増やし、地域課題の発見とそれに伴い圏域ケア会議の開催を実施する。圏域ケア会議については、昨年同様にハイブリッドでの開催を予定する。
- ・ケアマネジャーや民生委員参加の研修についても企画し開催する。特に今回の法改正で特定事業所加算の要件になっているヤングケアラー、生活困窮、他制度等についての研修を企画する予定である。

5 認知症総合支援事業

- ・認知症カフェ「オレンジカフェこうちなか」の運営と周知活動の協力を継続して行う。
- ・地域のサロンや“わたしのまちの保健室”においても認知症についての講話を行うことで、地域住民への認知症の普及啓発に努める。

7 その他

- ・2年連続で実施している東富水小学校の6年生を対象とした高齢者体験教室の開催を今年度も実施する予定である。また、地域の公民館を活用したフェスへ参加協力を行い、包括としてブースを設置する。内容としては地域住民や子供たち向けに高齢者体験教室や高齢者が作成した手作りの物品の販売など高齢者自身も参加できるようにしていきたい。

令和6年度 地域包括支援センターとみず活動計画

4 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・地域に潜在化してしまっている多課題家庭への支援がスムーズに対応できるよう、地域活動に取り組む人や団体との紐帯を保つ。(地域活動に積極的に参加し「顔の見える(見せる)関係」を保持させることや地域住民との懇談の場を設けるなど。)

6 介護予防ケアマネジメント業務

- ・2025年を目前に控え、改めて「自立支援」「重度化防止」という介護保険法のキーワードを地域住民と共有し、どの人にとっても尊厳のある地域生活が維持できる環境を整えてゆく。(方法：①かりがわだより_とみずでの連載、年4回。②お茶会等での講話の実施、年3回)
- ・個別支援において、生活課題解決の先にある「目標」をご利用者本人と共有し、自立生活の継続を支援する。

令和6年度 地域包括支援センター さくらい 活動計画

1 地域包括支援センターの運営体制

- ・毎朝のミーティング等により情報を共有し、職員一人で抱え込まず誰もが対応できる体制を整える。法人内外での研修や事例検討会に参加し、対応力向上を図る。

2 総合相談支援業務

- ・地域の方と共に引き続き見守り活動を行い、普及啓発活動、経年的な実態把握に努める。サロンやきずな会等地域の活動へも参加し、包括の周知、地域の情報収集を行う。

3 権利擁護業務

- ・地域向けに、成年後見制度を含む老後の備えについて普及啓発ができるよう講座を主催する。新たな講話の場を開拓する。

4 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・ケアマネジャーや他の機関が交流や学びが得られるよう研修を主催する。(他の包括センターと共催)

7 その他

- ・高齢者の居場所づくりを行うことで、介護予防・早期発見につなげる。現在「音読の会」「囲碁の会」「書道の会」を立ち上げることができている。今後も継続できるよう運営支援を行っていくと共に、新たな会の発足も行っていく。その他、「さくらい本箱」や交流スペース、浴室も活用し、誰もが立ち寄りやすい場となるよう地域へ働きかけていく。
- ・多世代交流の場づくりを行う。すでに行っている学校の夏休みと冬休みに合わせて書道教室を主催する。桜井地区社会福祉協議会と共に「さくらいカフェ（仮）」等を開催する。

令和6年度地域包括支援センターさかわ こやわた・ふじみ活動計画

1 地域包括支援センターの運営体制

- ・センター職員の変更がある為、職員の育成、質の向上が図れるようにセンター内で指導していく。又圏域内の自治会、民生委員との関係性が深められるように会合などに積極的に参加していくようにする。

2 総合相談支援業務

- ・ふじみサロンやサロンちょっとそこまで等、地域サロン参加の際に包括支援センターの周知活動を行っていく。地域で行っているサロン等の活動状況や情報を収集し包括の周知活動の場を拡大する。
- ・民生委員と包括センターで茶話会等を実施。包括支援センターの機能の普及啓発を図る。
- ・圏域内の商店に包括パンフレットや包括便りの配布。包括支援センターの周知と支援を要する高齢者の早期発見につなげる。

4 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・民生委員との茶話会、ケア会議を企画し民生委員等地域関係者と顔の見える関係性を作る。また、互いの活動内容を理解し合う事で連携の強化に努め、個別ケースの支援、社会資源の活用、開発につなげる。
- ・同法人の4包括センター合同で、ケアマネジャー支援「茶っと会」を実施。

5 認知症総合支援事業

- ・年間で2回の認知症サポーター養成講座を実施。
- ・認知症カフェの立ち上げ。

令和6年度 地域包括支援センター しもふなか 活動計画

1 地域包括支援センターの運営体制

個人情報取り扱いについてのルールを徹底し、各専門職が専門性を活かし協力して高齢者の支援が行える体制としていく。

2 総合相談支援業務

民生委員や地域の金融機関や店舗等とのネットワークを強化して、支援を要する高齢者の早期発見に努める。

3 権利擁護業務

高齢者や支援者に対し、様々な機会を通じて成年後見制度等の周知を図りスムーズに制度につながるように、おだわら成年後見センター等関係機関と連携していく。

4 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・「むらカフェ」を年3回開催して介護支援専門員の支援を行う。
- ・地域課題が潜在しているようなケースについては個別ケア会議を開催する。

5 認知症総合支援事業

「しもふなかコンパス」で「昼のお話し会」を開催し、認知症の当事者やその家族の支援を行う。

6 介護予防ケアマネジメント業務

ケアマネジメント業務の流れ等を職員間で共有し、経験の浅い職員も適切に業務が実施できるようにする。

令和 6 年度 地域包括支援センターとよかわ・かみふなか活動計画

1 地域包括支援センターの運営体制

- ・毎日の朝礼、月 1 回包括センターミーティングで各自の業務進捗状況やケースの情報共有や相談を図る。主担当性を取るが必要時に応じ副担当を設け、3 職種の連携を図り支援を行う。
- ・法人内外での研修、勉強会で職員のスキルアップを目指す。

2 総合相談支援業務

- ・サロンや民生・自治会などの集会にできる限り参加し、包括支援センターの機能を普及啓発する。地域での困りごとや包括への要望などを聞き取り、共働しやすい体制を構築していく。
- ・包括便りは年 5 回、圏域内の自治会加入者に回覧する。包括センターの周知をさらに広げ、支援を要する高齢者の早期発見につなげていく。

3 権利擁護業務

- ・地域のサロンなどで消費者被害防止の講話や「おひとり様ものがたり」を活用した権利擁護の講話を行い、地域住民の権利擁護に資する知識を普及していく。

4 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・地域の認知症、フレイル予防活動の実施内容の検討の為、住民向けアンケート調査を実施。課題やニーズを把握した上、圏域ケア会議などで関係機関との連携を図りながら地域に合った介護予防活動を企画する。
- ・重層的な課題が存在している高齢者への支援を円滑に行うため、地域ケア会議などを活用して関係機関等と連携・協働の強化を図る。
- ・同法人の 4 包括センター合同で居宅介護支援事業所との「茶々と会」を開催し、情報共有を図る。

5 認知症総合支援事業

- ・認知症サポーター養成講座を年 2 回実施
- ・認知症の正しい知識の普及と啓発を目的に、・認知症カフェの運営に携わる。
- ・包括たよりや地域サロンでの講話など啓発活動を行う。

令和6年度 地域包括支援センターそが・しもそが・こうづ活動計画

4 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・包括センター主催の「さぽ・さぽ」（サポートを担う人をサポートする会）を圏域内居宅介護支援事業所（小多機・看多機含む）のケアマネ向けに今年度も引き続き年2回開催。勉強会から研修会や事例検討会に展開させ、ケアマネジメント技術の強化、相互の関係性の強化がケアマネ支援や地域作りにつながり、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援していきます。

5 認知症総合支援事業

- ・オレンジカフェ「ふぁみいゆ」を認知症疾患医療センター曽我病院と共に専門職に気軽に相談できる認知症カフェとして毎月1回（年12回）開催。1年目は認知症の方や介護者、地域住民が気軽に交流できる場として根付くよう目指してきました。今年度は参加者が主役になれる居場所、参加者同士が自然とケアし合えるような、ピアサポートができる環境・バックアップ体制作りに取り組んでいきます。

6 介護予防ケアマネジメント業務

- ・包括センター内で実施してきた「包括内ケアプラン点検」を「さぽ・さぽ」の研修会・事例検討会として展開し、これまで継続してきた「包括内点検」を圏域内ケアマネへ公開・参加形式を取り、相互の資質向上を図ります。

7 その他

- ・事業所や地域としても大きな課題の一つとなっている災害時の対策についての足掛かりとして、今年度は利用者宅の災害リスクを確認し、状況の洗い出しを行います。これを元に、次年度以降、地域ごとの特徴などをまとめ、住民や居宅介護支援事業所、民生委員等と有事の際に取るべき行動や事前にできる準備等、災害について共に考える機会をつくります

令和6年度 地域包括支援センターたちばな活動計画

1 地域包括支援センターの運営体制

- ・今年度は社会福祉士1名が新人として加わり、専門職4名の定着安定を基に、地域資源開発を町づくり委員会、圏域ケア会議を介して、行う。
- ・「たちばないいき福祉マップ」を作成し、包括たちばなの新パンフレットとともに配布し、住民への包括支援センター周知に力を入れる。
- ・「たちばなカフェ・講話編、体操編」で終活講座やフレイル予防体操を行う。

2 総合相談支援業務

- ・多問題を含む家族の相談が増える中で、包括内での専門職の知識の共有及び、多角的に研修参加をして一人一人の相談支援能力向上に努める。
- ・包括内研修として「動機づけ面接入門」のテキストを使用して相談援助技術を学ぶ予定としている。

3 権利擁護業

- ・虐待通報を受けた時は行政と連携し、包括2名体制で迅速に現状把握を行う。
- ・日頃より民生委員、ケアマネジャーと良好な信頼関係を保ち情報交換を行い、表に現れにくい方が支援に繋がるように心がける。

4 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・「実態把握管理表」の見直しを年毎に行い、介護保険利用のない方、ケアマネジャーがついていても困難ケースの方等、包括センターのバックアップが必要なケースに特化して接触を継続する。

5 認知症総合支援事業

- ・地域で認知症を理解し、支える事を目標として、前羽小学校、下中小学校の新1年生に認知症講話（お話会）と下中小学校の保護者対象に認知症講話会を秋頃に予定している。橘中学校、2年生対象に5年ぶりの認知症講話会を企画予定。

7 その他

- ① 橘北町づくり委員会福祉分科会で地域資源として立ち上げる「しもなか食堂」に役員として参加。
- ② 橘北圏域ケア会議で上がった「防災ネットワーク協議体」の設立を事務局として、町づくり委員会メンバーとともに行う。
- ③ 「認知症及び高齢者行方不明時の連絡体制」連絡名簿の更新。
- ④ 10か所となった「公園でラジオ体操」の維持継続の支援。

地域包括支援センターさくらの人員配置について

地域包括支援センターの人員体制は、常勤かつ専従の職員を規定数、配置することを求めています。『常勤職員の配置が著しく困難なときは、あらかじめ発注者と協議し、業務の遂行に支障が生じない体制を確保したうえで、小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会の承認を得て、複数の非常勤職員を常勤換算により1以上配置することで当該基準を満たす』と定められています。

地域包括支援センターさくらにおいて、令和6年2月より上記換算を用いて、人員配置を行います。

(1)令和6年2月以降の人員体制

- | | |
|-------------|---------|
| ・ 看護師 | 常勤 1 |
| ・ 主任介護支援専門員 | 常勤 1 |
| ・ 社会福祉士 | 常勤 1 |
| ・ 主任介護支援専門員 | 非常勤 0.5 |
| ・ 保健師 | 非常勤 0.5 |

計：常勤換算 4

(2)発注者(小田原市)との協議について

以下の点から業務遂行に支障が生じないと判断した。

- ・ 包括センターの運営に必要とされる3職種が常勤で確保されている。
- ・ 非常勤として配置される職員は市内包括センターでの実務実績がある。
- ・ 職種変更による減算解消に伴い、非常勤職員を常勤換算とするため、令和5年5月より、同様の人員配置で業務を遂行していた。

育児・介護短時間勤務を利用する地域包括支援センター職員の常勤換算について

地域包括支援センター運營業務にあたっては、小田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例※1により、常勤職員の配置を求めています。

令和3年度介護報酬改訂※2において、介護職員の離職防止・定着促進を図る観点から、育児・介護休業法による短時間勤務制度を利用する場合、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認めることが定められました。

改訂の本旨を鑑み、地域包括支援センターの人員基準においても、同様の基準とします。

※1 小田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

(平成26年小田原市条例第61号)

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員に係る基準及び当該職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

※2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について

(平成11年7月29日老企第22号)

第2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

2 人員に関する基準 (3)用語の整理 ①常勤

当該事業所における勤務時間（当該事業所において、指定居宅介護支援以外の事業を行っている場合には、当該事業に従事している時間を含む。）が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。（中略）育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

介護保険事業所の新規指定等について

1. 居宅介護支援事業所の新規指定

no	法人名	代表者名	事業所名	事業所所在地	サービス種類	指定年月日
1	tata株式会社	竹村 真美子	小田原居宅介護支援センター	小田原市国府津2521-1 飯塚商事ビル2F	居宅介護支援	令和6年5月1日

2. 地域密着型サービス事業所の新規指定

no	法人名	代表者名	事業所名	事業所所在地	サービス種類	指定年月日
1	有限会社フェルシ	遠藤 礼子	ぼぼハウス三の丸	小田原市板橋808-1	地域密着型通所介護	令和6年9月1日